重要事項説明書

（居宅介護支援事業）

利用者：　　様

事業者：　居宅介護支援事業所いちはらの里

居宅介護支援事業　重要事項説明書

[令和８年４月１日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話　**(0436－98-3460)**　（月～金曜日　9：00～18：00）

担 当　管理責任者　　鈴木　三枝子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所いちはらの里
所在地	千葉県市原市姉崎東３丁目１−３　小泉ビル５階
事業所の指定番号	居宅介護支援事業　　（　市原市　　第 1272405026 号）
サービスを提供する実施地域※	市原市、袖ヶ浦市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者　１名　　介護支援専門員　１名

(3) 営業時間

月～金曜日　午前９時から午後６時まで

（土日・祝日・１２月２９日～１月３日は休業）

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙２「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

居宅介護支援費（Ⅰ）

（Ⅰⅰ）介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護１・２　1,086　単位　　要介護３・４・５　1,411　単位

（Ⅰⅱ）介護支援専門員取扱件数４５件以上６０件未満の場合

要介護１・２　544　単位　　要介護３・４・５　704　単位

（Ⅰⅲ）介護支援専門員取扱件数６０件以上場合

要介護１・２　326　単位　　要介護３・４・５　422　単位

単位×１０．７０（地域単価）＝円

居宅介護支援費（Ⅱ）

（Ⅱｉ）介護支援専門員取扱件数５０件未満の場合

要介護１・２　1,086　単位　　要介護３・４・５　1,411　単位

（Ⅱii）介護支援専門員取扱件数５０件以上６０件未満の場合

要介護１・２　527　単位　　要介護３・４・５　683　単位

（Ⅱiii）介護支援専門員取扱件数６０件以上場合

要介護１・２　316　単位　　要介護３・４・５　410　単位

単位×１０．７０（地域単価）＝円

加算について

初回加算　３００単位

入院時情報連携加算（Ⅰ）２５０単位　　（Ⅱ）１００単位

通院時情報連携加算　　５０単位/月

退院・退所加算　　（Ⅰ）イ４５０単位　　ロ６００単位

（Ⅱ）イ６００単位　　ロ７５０単位

（Ⅲ）　９００単位

ターミナルケアマネジメント加算　４００単位/月

緊急時居宅カンファレンス加算　２００単位/回

特定事業所加算（Ⅰ）519 単位/月

（Ⅱ）421 単位/月

（Ⅲ）323 単位/月

（A）114 単位/月

特定事業所医療介護連携加算　125 単位/月

処遇改善加算　　単位数の 2.1%

減算について

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント　所定単位数の９５%を算定

※事業所と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者

１月あたりの利用者が同一の建物で 20 名以上居住する建物に居住する利用者

特定事業所集中減算　２００単位/月

⑵　交通費

前記２の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

⑶　解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

５　事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

６　ケアマネジメントの公正中立性の確保

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。
・前６カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
・前６ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

５．モニタリング訪問の実施と結果の記録

・１ヶ月に１回以上必要に応じて訪問を実施する。なお、一定の要件を満たす場合にはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。また、その場合でも少なくとも２月に１回は利用者の居宅を訪問する。

６．身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束との他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

・事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

７．高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施する。また、これらを適切に実施するための担当者を置く。

８．感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知する。また必要な指針を整備する。

９．業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

10.職場におけるハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

11.サービス内容に関する苦情

当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

居宅介護支援事業所いちはらの里　　管理者　鈴木　三枝子
電話番号　0436－98－3460
受付時間　月～金曜日　午前９時～午後６時

その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

市原市健康福祉部高齢者支援課
電話番号　0436 - 23 - 9873
千葉県健康福祉部高齢者福祉課
電話番号　043-223-2834
千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）
電話番号　043-254-7428

12.　契約の終了

(1)　利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

(2)　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①　利用者が介護保険施設に入所した場合

②　利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

③　利用者が死亡した場合

(3)　モニタリング等の経過を行ってもなお長期（３ヶ月以上）にサービスの利用が無い場合は、利用者と事業者合意の上、本契約を終了することができます。

(4)　人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただくことがございます。その場合は、終了１ヵ月前までに文章で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

13. 事業所からの解約

次の事由に該当する場合は、事業所は利用者、身元保証人その他家族に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、３０日前に身元保証人に対し文章で通知することによりこの契約を解約することができます。
ただしやむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

(1) 利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業所やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき

(2) 利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業所や職員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

(3) 身元保証人またはその家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の施設運営を著しく阻害する行為が認められるとき

14. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団　昌健会
所在地・電話	千葉県大網白里市駒込 780-1 電話 0475-71-2777
事業内容	クリニック経営　サービス付き高齢者向け住宅事業 訪問看護事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業

（付属別紙１）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

(1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された介護サービスに関する利用料金は、原則的に自費となり利用者に費用の全額をご負担いただくことになります。

(2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

（付属別紙２）

サービス提供の標準的な流れ

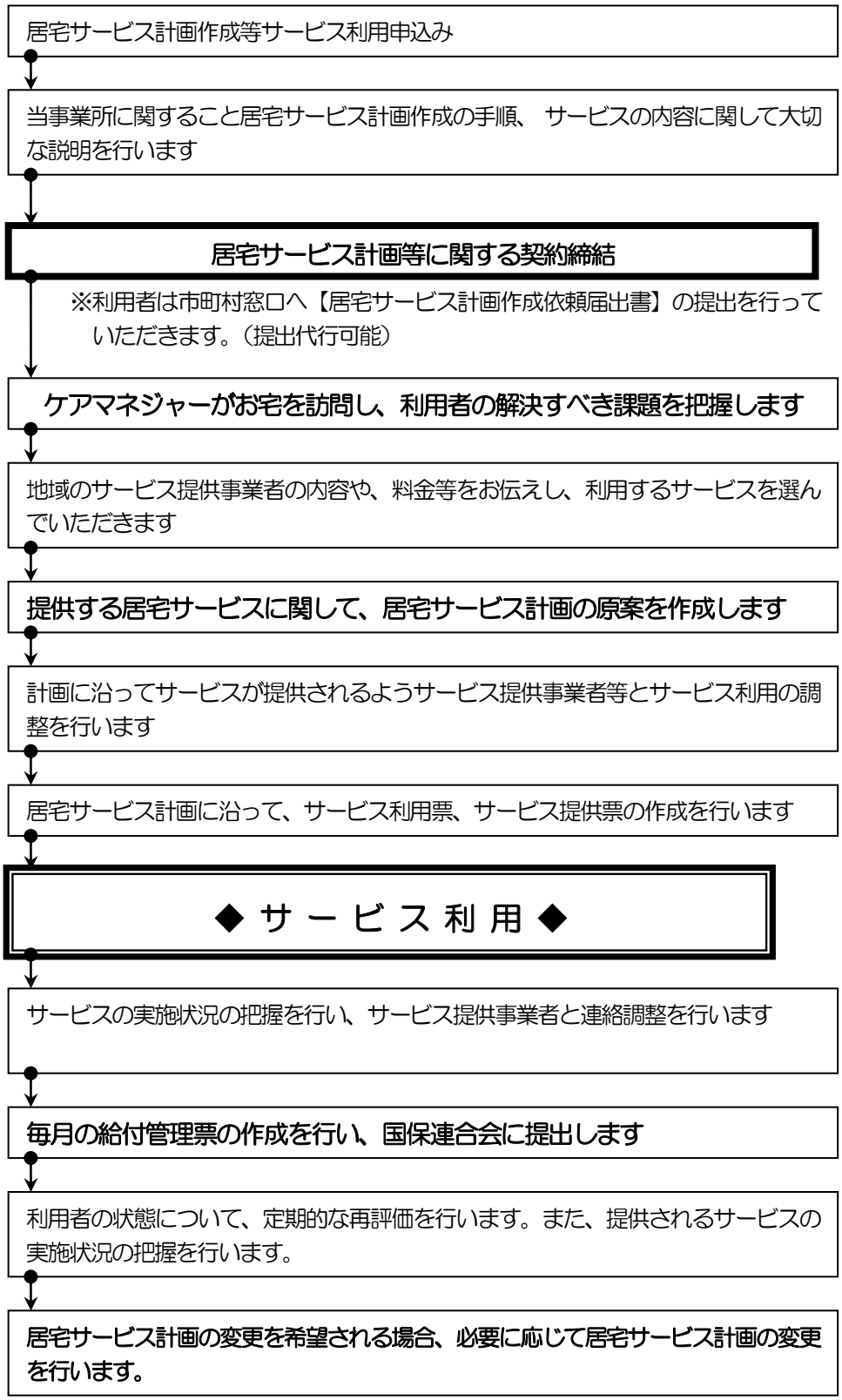

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　千葉県市原市姉崎東３丁目 1-3 小泉ビル５階
名　称　　居宅介護支援事業所いちはらの里
管理者　　鈴木　三枝子　　印

私は事業者から本書の内容について説明を受け、居宅介護支援についての重要な事項の理解をしました。
また本書の交付を受け受領しました。

利用者　　住 所

氏 名　　印

（代理人）　住 所

氏 名　　印